別表第2 (第6条関係)

第4条第1項第2号に規定する移住に向けた活動

補助対象経費		補助金の額	
区分	内容	申請時の住所地	補助上限額
交通費	越前市までの往復交通費	下記以外の都道県(福井県を除く。)	30,000円
	(ただし、一回の往復交	群馬県、新潟県、鳥取県	28,000円
	通費が、補助上限額未満	香川県	26,000円
	の場合は、実費)	静岡県、岡山県	24,000円
		長野県	22,000円
		和歌山県	20,000円
		三重県	16,000円
		大阪府、兵庫県	14,000円
		富山県、愛知県、奈良県、岐阜県、滋賀県、京都府	12,000円
		石川県	8,000円